

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2014. 6.10発行〈通巻第445号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 第34回関西労働者安全センター総会のご案内 2
- やはり少ない 放射線被ばくによる疾病の労災補償 3
- それぞれのアスベスト禍 その40 古川和子..... 8
- 韓国からのニュース10
- 前線から(ニュース)14
 - はつりじん肺損害賠償訴訟 第24回弁論報告 大阪/インドネシア人
 - 通勤災害 「研修」偽装、実は工場労働 岡山
- 2014年夏期カンパへのご協力をお願い18

5月の新聞記事から/19

表紙/アスベスト被害甲信ホットライン・相談会 2014/5/17-18

第34回関西労働者安全センター総会のご案内

特別講演「ルポ東尋坊を書きながら」

日頃の当安全センターへのご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、本年度定期総会を下記の通り開催いたします。

17名の労災認定者を出し、大事件に発展した「印刷会社SANYO－CYP社胆管がん事件」はその後、同種工場での全国での胆管がん労災認定者が合計30名を超え、職場での化学物質管理の現状に大きな警鐘となりました。

このほかにも、アスベスト被害者をはじめさまざまな労災職業病被災者の支援、職場の安全衛生対策、各種の労災裁判などに取り組んできました。特に、ゼネコンを相手取った「建設はつりじん肺損害賠償裁判」においては、原告の証人尋問という大きな山場をむかえています。

総会では、こうした2013年度の活動を総括し、新年度の活動方針を確認していきたいと思えます。

当センターには、職場のメンタルヘルス・いじめに関係するものが多く寄せられます。

日本の自死・自殺の状況は政府の2014年度版自殺対策白書によると「2013年の自殺者数は2万7283人で、2年連続で3万人を下回り、4年連続で減少。50歳代の自殺者が減っていることが大きな要因。ただし、若者の自殺率は諸外国と比較しても深刻で、15～34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは、先進7か国では日本のみだった。」ということです。

そこで特別講演では、自死・自殺をしようとやってくる人が多い福井県の名勝・東尋坊で取材を続ける下地毅朝日新聞記者にお話をいただくことにしました。

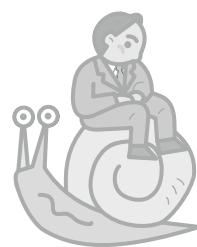
ご多忙中とは存じますが、本総会へのご臨席、メッセージなどいただければ幸いです。

◆関西労働者安全センター第34回総会

日 時：7月4日（金）午後6時～8時

場 所：エル大阪南館 734号室

（地下鉄・京阪「天満橋」駅 西へ徒歩5分）



総会内容：

- 1) 総会議事（昨年度活動報告、新年度活動方針など）
- 2) 特別講演 「ルポ東尋坊（とうじんぼう）を書きながら」

話：下地 毅さん（新聞記者、朝日新聞福井総局）

下地さんは石綿問題とりわけ泉南国賠裁判における原告密着取材を続ける記者としてその筋では有名なのですが、労働問題を含めて現場と自身の感性を貫く取材姿勢からか、いろんなところに彼を知る人がおられます。

福井に赴任してからは、越前加賀の名勝・東尋坊に自殺を考えて訪れる人たちとその彼らを助けようと頑張る人々を取材しはじめ、その連載レポート「ルポ東尋坊」はこれまで132回。異例の長期ルポとなり、静かに注目を集めています。

—やはり少ない 放射線被ばくによる疾病の 労災補償

関西労働者安全センター事務局

被ばくを原因とした発がんは 一件ごとに専門家による検討会

福島第一原発の事故以降、収束から廃炉へ向けての作業に従事する労働者、また、周辺地域の除染作業に従事する作業員の放射線被ばくの問題がマスコミ等で頻繁に取り上げられるようになった。そのうち、実際に健康障害が現れたとき、どのように業務との関係が評価されるのかについては、これまでも数少ない事例について本誌でも取り上げ、その特徴を指摘してきたところだ。

具体的には、比較的低線量の放射線被ばくによる確率的影響の現れである発がん等の重篤な疾病については、その業務上認定事例がきわめて少ないこと、労働安全衛生法にもとづく線量限度を守っていても発症の確率が高まり、労災保険給付において業務との因果関係が認められる場合があるという他の有害物質にはない特徴があることなどである。

実際の労災認定については、「電離放射線

に係る疾病の業務上外の認定基準について」（昭和51年11月8日基発第810号）という行政解釈通達が表示されていて、現在の判断基準もこれによっている。この認定基準で白血病については、①相当量（ $5\text{ mSv} \times \text{従事年数}$ ）の電離放射線に被ばく、②被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発病、③骨髄性白血病又はリンパ性白血病、という要件を満たすとき業務起因性を認めるものとしている。しかし同時にこの通達では、白血病と「認定基準により判断し難い電離放射線障害に係る事案の業務上外認定」については、本省にりん伺することを求めることにしている。

このことから初原発での被ばくによる多発性骨髄腫として労災請求がなされた長尾光明さんのケースを検討するため、2003年10月、厚生労働省は「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を設置した。以降、この検討会は5～6名の専門家をメンバーとして常設され、事案が厚生労働本省にりん伺される毎に検討して結論を出す形をとっている。

この検討会で業務上外の判断が行われた事案のうち、原発での業務により被ばくしたことを原因として発病したと認定された件数は、現在のところ全部で13件（白血病6件、多発性骨髄腫2件、悪性リンパ腫5件）であることが厚生労働省の発表等で明らかになっている。また、厚生労働省は福島第一原発の事故があった2011年4月に記者向けに行ったブリーフィング資料においては、当時認定されていた10件（白血病6件、多発性骨髄腫2件、悪性リンパ腫2件）について累積被ばく線量も明らかにしていて、その線量は、最も多いケースで129.8mSv、少ないケースでは5.2mSv、40.0mSvで業務上認定がなされていることもわかっている（いずれも白血病）。

40年で13件という数字の意味 周知不足もはなはだしい？

認定基準を策定してから40年近く経過し、最初に原発における被ばくによる白血病が業務上認定された1991年から20年以上になり、事故以前の全原発労働者の累積被ばく線量が相当量になるにも関わらず、数える程度の労災認定件数であることがいかにも不自然であるということができののだが、そこには色々の要因があると考えられている。

まず、確率的影響でありながら数年後の発症率が有意に高く原因確率も際立って明確になっている白血病などについては、被ばく線量のデータさえあれば業務起因性の判断はできるが、ほかの発がんについては

そのような判断ができにくいということがある。低線量の放射線被ばくとほとんどの発がんについては、有意差が認められるとされながら、原因確率（probability of causation：疾病が放射線に起因すると考えられる確率）という物差しでみたときに、0.5以上（普通の人の2倍以上）とまでは評価されないという問題である。

さらにもともと放射線被ばくを原因とした発がんは白血病等も含めて全く特異性はなく、被ばくから発病までの時間的経過も手伝って、労災請求自体に思い至らない場合も多いと推測できるのである。

厚生労働省は、一昨年9月に検討会の報告書「胃がん・食道がん・結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見」を公表し、白血病等以外についての考え方を一部取りまとめたが、同時に「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」と題したチラシも作成し、周知を図っている。

今後はさらに、放射線被ばくを伴う業務に従事した労働者や医療機関等への十分な周知が必要であるといえよう。

膨大な数字になる 医療従事者の集団線量

ところで、原発労働者の放射線被ばくによる発病はたびたびマスコミでも取り上げられ、厚生労働省の側もわずかであるとはいえ、データも明らかにしてきた。しかしそもそも放射線を被ばくする環境で働いている労働者は原子力施設だけにいるわけではない。

医療機関に行けば、診断にレントゲン撮影は欠かせないし、放射線を用いた治療も毎日行われていて、仕事としてこれらの医療行為に関わり被ばくしている人はたくさんいる。医療現場ほどではないが工業分野でも放射線は使われているし、研究教育の分野でも被ばく環境で働く人はたくさんいる。このような被ばく環境にいる人は、原子力施設以上に古くからいるだろうし、その数も相当多い。

放射線被ばく線量測定を行う測定サービス機関の主な4社で構成する「個人線量測定機関協議会」は、毎年、測定した被ばく線量の統計データをHPで公表している。これによると例えば平成24年度に測定した人数は全部で489,077人、集団実効線量（人・mSv）は134,409.79となっている。このうち一般医療はどうかというと、312,213人で125,984.89人・mSvとなる。ちなみに個人の年間被ばく線量をみると、一般医療で電離則等で定められた年間限度50mSvを超えた人が13人、20mSvを超えた人となると実に302人ということになる。

この数字は、何も特別のことがない一般医療の現場での数字であり、毎年同程度ぐらいの被ばくがあり続けているわけだ。毎年、病院などの医療機関では300人ぐらいの人が5年で100mSvという限度を超過する恐れがあり、50mSvという年間限度を超えている人が二桁いるわけだ。この状況について、病院を所轄する労働基準監督署が電離則に反するとして捜査をしたり、処分をしたというニュースは聞いたことがない。

医療従事者の白血病労災わずか3件 被ばくデータの国による管理は必須

さて、これだけの集団線量が測定されている作業者の集団で、労災認定件数はどのくらいあるのだろうか。実はこうした点に着目したデータは、ついこの間まで皆無だった。昨年、マスコミ関係者より厚生労働省に医療従事者の放射線障害の労災認定件数について問い合わせたところ、認定基準ができた昭和51年から平成23年末で23件という数字が出てきた。

さらに今年になって原子力資料情報室が問い合わせたところ、医療従事者や工業関係を含め、電離放射線による疾病の労災補償件数は全部で65件という答えであったという。またこの数字は、行政文書開示請求により開示された文書（6－7頁表）も含めて内容を照合すると、医療従事者での白血病の労災認定が3件、1992年に肺がんが1件となり、それらを合せて合計32件、非破壊検査で11件、その他で6件となる。

これらの数字は、問い合わせる側から職種をあげて、厚生労働省の担当者がそれに応じてカウントした結果なため、正確なものとは限らない。ただ何十万人もの従事者が働いている医療関係の認定件数は、原発での作業者以上に少ないということになる。

原子力施設で働く従事者の被ばく管理は、国の責任による管理ではないとはいえ、放射線従事者中央登録センターでのデータ管理がなされているのに比べ、医療従事者の被ばくデータ管理は、法令により30年間の

電離放射線による疾病の労災補償状況(昭和51年度～)

年度	傷病名	被ばく線量 (mSv)	認定者数	年度合計	職理	局名
51	慢性放射線皮膚障害		1	2		福岡
	慢性放射線皮膚障害		1			福岡
52	慢性放射線皮膚障害		1	2		北海道
	慢性放射線皮膚障害		1			東京
54	慢性放射線皮膚障害		1	2		東京
	急性放射線皮膚障害		1			岡山
55	皮膚がん		1	2		東京
	皮膚がん		1			東京
57	慢性放射線皮膚障害		3	5		京都
	白血病		1			熊本
58	慢性放射線皮膚障害		1	2		愛媛
	皮膚がん		1			東京
59	慢性放射線皮膚障害		1	2		神奈川
	慢性放射線皮膚障害		1			広島
60	慢性放射線皮膚障害		1	1		埼玉
	慢性放射線皮膚障害		1			岩手
62	慢性放射線皮膚障害		1	2		山口
	皮膚がん		1			宮城
元	白血病		1	1		北海道

年度	傷病名	被ばく線量 (mSv)	認定者数	年度合計	職種	局名	
2	皮膚がん		1	1		東京	
3	白血病		1	1		福島	
4	肺がん		1	1		東京	
5	皮膚がん		1	1		東京	
6	慢性放射線皮膚障害		1	4			神奈川
	白血病		1				兵庫
	白血病		1				静岡
7	白血病		1	2			京都
	白血病		1				東京
10	急性放射線皮膚障害		1	1		兵庫	
11	白血病		1	4			長崎
	急性放射線症		3				茨城
12	白血病		1	4			福島
	急性放射線皮膚障害		3				千葉
13	皮膚がん		1	1		東京	
14	急性放射線皮膚障害		1	1		東京	
15	多発性骨腫瘍		1	3			福島
	慢性放射線皮膚障害		1				福井
	急性放射線皮膚障害		1				兵庫

年度	傷病名	被ばく線量 (mSv)	認定者数	年度合計	職種	局名
16	慢性放射線皮膚障害		1	2		東京
	皮膚がん		1			大阪
20	悪性リンパ腫		1	1		大阪
21	慢性放射線皮膚障害、 皮膚がん		1	3		北海道
	慢性放射線皮膚障害、 皮膚がん		1			大阪
	多発性骨髄腫		1			福岡
	白内障		1			山形
22	慢性放射線皮膚障害		1	4		岡山
	悪性リンパ腫		1			長崎
	慢性放射線皮膚障害、 皮膚がん		1			宮城
	白血病		1			福岡
23	慢性放射線皮膚障害		1	4		愛知
	悪性リンパ腫		1			神奈川
	慢性放射線皮膚障害、 皮膚がん		1			栃木
	皮膚潰瘍、皮膚がん		1			北海道
24	ホーエン病		1	4		沖縄
	放射線角化症		1			宮城
	悪性リンパ腫		1			福島
	慢性骨髄性白血病		1			福島
25	悪性リンパ腫		1	2		兵庫
合計				65		

※皮膚・眼の線量は、その部位の等価線量。
○合計は、平成26年2月までの認定事例で、本表で把握している件数。

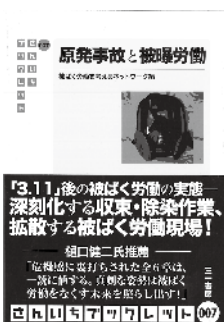
保存が義務付けられてはいるものの、個々の事業者の責任となっているだけで、仮に労災認定のため、過去の被ばくデータが必要となったとしても、請求すれば出てくるなどというものでは全くない。ずいぶん前に勤務していた医療機関での被ばくデータを集めるなどという作業は、相当な労力を

要することは想像に難くない。

やはり、放射線被ばくについての管理は、国が関与して法律上の根拠も明確にする必要は明らかだろう。言い換えると、そのようなことさえ出来ていない今の我が国の状況は、恐るべきものということになる。

原発事故と被曝労働

被ばく労働を考えるネットワーク編



本書は「被ばく労働を考えるネットワーク」準備会がネットワーク立ち上げに当たって2012年4月22日に開催した「どう取り組むか被ばく労働問題 交流討論集会」での発言を中心にまとめられたものである。

原発で起こっていること、事故で拡散する被ばく労働の実態の一端を知るため必読の1冊

さんいちブックレット007 発行 (株)三一書房 1000円＋税

連載 それぞれのアスベスト禍 その40

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

戦友の死

6月4日早朝、ひとりの友が死んだ。入院先の病院で静かに息を引き取ったという。その前日の午後には「元気です・身体に気をつけてね(´_`)v」と私宛にメールが入ってきていた。そのメール返信さえもできない間にいなくなってしまった。

山下光枝さん（享年58歳）が胸膜中皮腫を発症したのはH16年6月だった。診断された当初は「手術が出来ない」といわれて抗がん剤治療のみで闘病していた。

山下さんを紹介してくれたのは、クボタショックの引き金となった、故土井雅子さんだった。同じ兵庫医大に入院している患者同士として知り合い、私に紹介してくれた。

「何処で石綿を吸ったのか解らない人がいるのです」と土井さんが山下さんを紹介してくれたのはH17年6月の「クボタショック」が起きる少し前であり、それから山下さんとのお付き合いが始まった。

その後しばらくして、山下さんは右肺全摘出術が可能になり、手術を行った。手術後、抗がん剤治療中に見舞った時は「本当に元気になるのだろうか」と懸念される程に



2013年4月のお花見会で

衰弱していた。「何か良い話を聞かせて」と言われたが「中皮腫が治った」という話がでなかったことが残念でたまらなかった。

発病してから長期にわたり、兵庫医科大学病院にかかっていた。そのお陰で山下さんからは多くの患者さんを紹介して貰った。石綿鉾山のある熊本県松橋市出身のHさん、今年2月に逝去された40歳代の患者Mさん、今は秋田市に帰り療養しているKさん達も山下さんの紹介だった。

中皮腫の患者さんが相次いで亡くなってゆく中、山下さんは哀しみをこらえながら耐えていたと思う。多くの訃報に接して、そのお別れにも参列してきた。自身も辛い病状なのに、毅然として通夜・告別式にいる彼女の姿から私は「戦友」という言葉が浮かんで

きた。

「山下さんと私は戦友同士ね」というと「そうね、私は病気で、古川さんはご主人を亡くしているから」と彼女は言った。しかし私の言う意味は違っていた。山下さんとは立場こそ違いが、近い友を失ってゆく哀しみと辛さを共有している仲間だと思っていたのだ。彼女もその説明にとっても共感してくれた。

いつも前向きに、精いっぱい生きた山下さんは「ピースボート世界一周の旅」にも挑戦した（本誌2013年8月号参照）。H25年7月に横浜港出航の「第80回記念就航」で世界旅行に出発した。「無事に帰ってきて」と祈る想いで迎えた10月の横浜港帰港。本当に安堵した。

しかしこの間にも癌細胞は確実に山下さんの身体を蝕んでいた。年末の12月26日、亀戸の「ひまわり診療所」を受診して名取先生にセカンドオピニオンを求めた。そして夜遅くに山下さんからその報告の電話が架かって来た。

「一週間後にも酸素が必要な状態になり、何があってもおかしくないです」と言われたという。ある程度のことは予測していたが、あまりの厳しい診断に、私も言葉を失った。どうすればいいのか…？まずは訪問介護のことなどを尼崎安全センターの飯田さんに相談するために、12月28日に3人会った。きっとこの時が、飯田さんと山下さんがゆっくりと会話できた初めての時間だったと思う。そして12月31日の夜、除夜の鐘を聞きながら東京の看護師葛西好美さんにも相談の電話をした。いろんな人達の

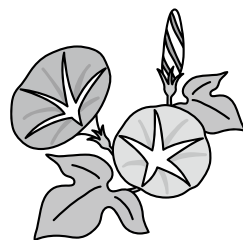
アドバイスを受けて、訪問介護サービスがスタートした。そして、近隣の病院に転院した。

入院中も送られてくる近況メール。返信に忙しい時も有ったが、メールが届くと安心する。5月13日、箕面市に住む患者と家族の会関西支部の的場照子さんと共にお見舞いに行った。息苦しそうだったがベッドの上に座り、かなり長い時間談笑出来た。「また来るね」と言ったのが山下さんとの最期の会話となってしまった。

もうじき、クボタショックから9年になる。クボタショックがもたらした出会いもまた、貴重な時間を刻んできたのだと、改めて感じている。

「産業戦争」ともいえる、経済成長期に使用された石綿の被害者になり無念にも戦死してしまった多くの人々。辛い別れを共有してきた友の死は、今までにも増して私の心に大きな傷を遺した。そして彼女の言葉である「私の場合は犯人が解らない」という曝露原因不明に対して、犯人を突き止める事の出来なかった自分の非力さも感じている。

改めて、山下光枝さんのご冥福を心よりお祈りする。



韓国からのニュース

■黄色・黒色が覆った民主労総のメーデー大会、反省の声『洪水』

1日午後、ソウル駅前広場で行われた民主労総の世界メーデー大会は追慕の場であり、反省する場であった。

日頃から世の中を変えようと大声を上げる組織労働者は、子供たちを守れなかったという自責で涙を流した。世越(セウォル)号の沈没で海中に消えた安山(アンサン)の高校生たち、労災事故や整理解雇など、国と社会の誤りで命を失った労働者たちの魂を哀悼した。ピケと垂れ幕を始め、行事場所のすべての宣伝物は世越号惨事の追慕リボンと同じ黄色と黒で作られた。参加者は胸や肩に黄色の追慕リボンを着用した。「深い悲しみを越えて怒り、行動しよう」というスローガンが叫ばれた。

この日の大会は『すべての労働者のメーデー』という行事基調と、世越号惨事哀悼の雰囲気の中で行われた。民主労総は一部の慣行プログラムの代わりに、世越号惨事関連の活動家と労災死亡者の遺族のような、政府と企業の誤りによって犠牲になった社会的弱者を代表する人たちの発言で、行事の大部分を進めた。

世越号惨事の安山地域市民社会対策委員会の仕事をしているウィ・ソンテ民主労総安山支部指導委員は、「今、安山は時間が止まり、巨大な焼香所になった。すべての市民が傷を負い、罪人の心情で毎日毎日をかろうじて生きている」と、現地の雰囲気を伝えた。

福祉施設の火災で先月17日に亡くなった故S(3級障害者)さんの死に対する怒りも出された。チェ・ジンヨン・ソウル障碍人差



別撤廃連帯共同代表は「Sさんに活動補助支援があれば、火の中で苦しんで死ぬことはなかったろう」と言い、「障害等級3級という理由で活動補助支援をしなかった政府の障害等級制が、彼を殺した」と主張した。

最後に舞台上上がった民主労総のシン・スン Chol 委員長は、挨拶の途中で喉がつまり、目頭を赤くした。

行事を終えた民主労総の組合員は、ソウル駅前広場を出発して乙支路(ウルチロ)・明洞(ミヨンドン)を経て、合同焼香所が用意されたソウル広場まで行進した。「沈没する大韓民国、朴槿恵は責任を負え」と書かれた大型の垂れ幕を前面に出した。

ソウル広場の焼香所に到着した大会参加者は、静かに頭を下げて黙祷した。先に列を作っていた2千人の市民の後で焼香の順番を待った。『忘れません』と書かれた黄色いリボンが焼香所の周りの木に括り付けられていた。2014年5月2日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■週69時間働いて亡くなった20代労働者に労災認定／勤労福祉公団「業務上の過労で死亡」

民主労総慶北本部によれば、9日に勤労福祉公団亀尾(クミ)支社は、S企業の工場で作事中に突然倒れて亡くなったユ・某(死亡当時21才)さんの遺族が出した遺族手当支給申請を受け容れた。

大邱(テグ)業務上疾病判定委員会は「故人の死因は未詳だが、勤務時間などの実態を見れば、業務上の過労が影響を及ぼしたと見られる」とし、「ユさんの死亡と業務の間には因果関係がある」という結論を出した。

昨年6月、携帯電話ケースの製造業者であるS企業の社内下請け業者であるT企業に入社したユさんは、夜間勤務をしていた明け方、胸の苦しさとむかつきを感じた。休憩室で休息を取ったが、1時間45分後に意識を失った状態で同僚に発見され、病院に移送されたが25分後に死亡宣告を受けた。

調査の結果、ユさんは亡くなる前の週に68.8時間の長時間労働をしたことが確認された。S企業の労働者は2週単位で夜昼12時間の交代勤務をしていることが分かった。ユさんは昨年8月には1日だけ、9月には3日だけ休んだ。亡くなる前の12週には9日しか休まず、倒れる前には9日間連続で働いたことが明らかになった。更に25日の連続勤務をしたこともあった。2014年5月12日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■サムスン電子、白血病被害を認めて謝罪／交渉では再発防止策・補償問題が争点に

サムスン電子が14日、産業災害を疑われる疾患で闘病中や死亡した労働者の存在を認めたため、サムスン白血病事件が新しい局面に入った。労働界と「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)は、三星電子の立場の変化に歓迎の意向を示し、今後続く交渉にも神経を尖らせた。

◆サムスン電子が白血病の発生を初めて認定・謝罪＝クォン・オヒョン・サムスン電子

代表理事・副会長はこの日午前、サムスン電子で記者会見を行い、半導体事業場に勤めて白血病などの疾患に罹り、闘病中や亡くなった労働者に謝罪の意思を明らかにした。クォン副会長は「私どもの事業場で仕事をした職員が、白血病などの難病に罹って闘病しており、その方のうちの一部は亡くなられた」とし、「この方たちと家族の痛みと困しみに対して、私どもが粗雑にした部分があった」と話した。彼は続けて「早くこの問題を解決しなければならなかったのに、そうでなかったことを苦痛に感じ、心より謝罪する」と付け加えた。

サムスン電子は、謝罪と被害労働者と家族に対する補償、独立機関による半導体事業場の安全保健管理現況の診断と再発防止対策の樹立、労災訴訟への補助参加の撤回を約束した。補償問題は被害当事者・家族との話し合いによって構成される仲裁機構で議論しようと提案した。

◆今は未完の謝罪＝今は未完の謝罪という評価もある。サムスン電子は、労災が疑われる労働者と家族に対して包括的な謝罪はしたが、半導体事業場の安全管理の不十分さの問題、労災申請の妨害状況、被害者と家族に対する業務妨害の告訴・告発問題に関する立場は明らかにしなかった。被害労働者の発生については謝ったが、産業災害と認めない以上、今後サムスン電子とパノリムとの交渉では争点になるものと予想される。

◆サムスン電子－パノリムの力比べは早くも始まった＝サムスン電子とパノリムは近い将来交渉を再開する。両者は昨年12月に1次本交渉を進めた以後、5ヶ月間にたった一回の交渉もできなかった。サムスン電子がパノリムを交渉当事者と認めなかったからだ。サムスン電子は「当事者と家族に相応しい補償をする」とし、「当事者・家族との相談の下に公正で客観的な第三の仲裁機構

が構成されるようにし、仲裁機構が補償基準と対象など、必要な内容を定めればそれに従う」と明らかにした。パノリムに仲裁機構を構成するための対話を提案したのだ。

交渉が始まれば補償問題だけでなく、パノリムの要求も前面に浮上する見通しだ。パノリムは、半導体事業場の化学物質と放射線の情報公開、労組の結成と活動妨害の中止を要求している。

◆**白血病事態解決の第一歩、労働界・政界『期待』**＝労働界とパノリムは三星電子の立場表明を、サムスン電子白血病事態解決のための第一歩と評価した。パノリムはこの日午後、被害当事者と遺族が参加して緊急会議を行い、「サムスン電子が労災認定訴訟への介入の撤回と、補償・再発防止対策の樹立など、誠心誠意を尽くして事態を解決していくと明らかにしたという点で歓迎する」とし、「早期に交渉を再開して、誠実な姿勢で問題解決に当たるものと期待する」と明らかにした。また、家族は会議の席上でサムスン電子の発表に疑問も持ったが、全般的には謝罪を喜ぶ雰囲気だったと伝えた。2014年5月15日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■**恐慌障害で自殺した機関士、労災認定／ソウル行政法院「勤労福祉公団の労災不承認処分取り消し」**

ソウル行政法院が29日、恐慌障害を病んで自ら命を絶ったソウル都市鉄道公社の故イ・ジェミン機関士の遺族が「労災不承認処分の取り消し」を求めて勤労福祉公団を相手に出した訴訟で、原告勝訴の判決を出した。

イ氏は2012年3月12日、5号線往十里(ワンシンニ)駅で投身した。日頃から、一人乗務、業務外的な実績管理、休暇の統制などのストレスに苦しめられて精神科の治療

まで受け、家族と職場の同僚に恐慌障害の悪化を訴えていたことが分かった。

遺族たちは勤労福祉公団に労災申請をしたが拒否された。職務でのストレスは多少あると見られるが、恐慌障害があったのかが不明だという理由であった。

裁判所は、事件発生以前にイ氏が精神科の治療を受けた内訳を見れば、職務と関連したストレスがあったと認めた。イ氏の自殺以後、業務ストレスに因る憂鬱・不安に苦しめられたファン・ソンウン(2013年1月)、チョン・ジェギユ(2013年10月)機関士が相次いで命を絶った事実と、ソウル都市鉄道公社が2000年から機関士を志向別に分類して不法な労務管理をしてきた事実が、今年のソウル市の監査によって確認されたことを総合的に判断した。

事件を代理したユ・サン Chol 公認労務士は、「2003年と2007年に都市鉄道公社が機関士を対象に行った臨時健康診断で、職務ストレスに関連した外傷後ストレスによる有病率が高いということが確認された」とし、「都市鉄道公社だけでなく、ソウルメトロ、鉄道公社の機関士の職務ストレスを改善する措置が至急になされなければならない」と話した。

ソウル都市鉄道労組のキム・テフン乗務本部長は「この間、公団は恐慌障害を個人的な病気として狭く見る傾向があったが、裁判所の判断はこれとは異なった」とし、「今回の判決が現場に良い影響を及ぼすであろう」と期待した。2014年5月30日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

(翻訳：中村 猛)



水口さん永眠す ― 弁天町じん肺患者の会元会長

じん肺で長い間療養生活を続けてきた水口守さんがこの6月11日に永眠された。水口さんが関西労働者安全センターと出会ったのは、かつて隧道工事で掘進作業員として職場を同じくした同僚から粉じん職場在籍証明を頼まれたことがきっかけだった。

大手ゼネコンのトンネル掘削現場で下請作業班に属して粉じん作業に従事していた場合、作業班がすでにないことが多く、ゼネコンは工事そのものがあったとは言えても、そこにその人がいたかどうかはわからない。その場合には、当時ともに作業をした同僚などの証明によることになる。水口さんが証明を頼まれたとき、自身も実はじん肺の症状で働くこともままならない状況に陥りつつあったところだった。もう一人の同じ状況にあった同僚も一緒に、その後は合計3人のじん肺管理区分決定と労災保険の給付請求を進めることになったわけだ。

その頃私は、じん肺の労災請求のお手伝いはまだ数件程度しか経験していなかった。水口さんの口から驚くべき経験談を聞くことになる。

息苦しくなり、昼間だというのに仕事どころではなくなってしまい、困り果てて医者にかかった。その先生は、レントゲン像を

見るなり、「こんな人に働かせるなんてなんということを」と言い放ち、「わしがいうたる」と会社へその場で電話、働かせるなと意見してくれた。しかし「生活はどうしたら…?」という問いには、「わしは知らん」と返事されたという。

その後、かつての同僚などのつてをたどったりしたけれど、なかなか補償にまではたどりつけなかったという話だった。

確かにそうだ。じん肺患者が私たちの前に現れるときには、たいていの場合困り果てた表情で来られる。

水口さんら3人の労災保険給付請求を労働基準監督署に行ったとき、事務的な手続きが終わった後、担当の事務官にじん肺患者は簡単に監督署までたどりつけないと話したところ、その事務官はこともなげに「困ったら誰でもいろいろ出向くから大丈夫ですよ」などと応答。もちろん水口さんは、確信を持った表情で「それはない!!」と。

その後、大阪トンネルじん肺訴訟では原告の中心として動き、じん肺患者同盟の支部（弁天町じん肺患者の会）の会長を頼まれたら、「柄にもない」と言いながら引き受けてくれたこともあった。

大切なこととそうでないことを時に峻別し、義理堅さや人の心持ちを大切にすることだった、というのが私の印象だ。―水口守さんの旅立ちにあたって（関西労働者安全センター 西野方庸）



トンネルじん肺訴訟提訴記者会見
(1991/8/2 大阪地裁 右端が水口さん)

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第24回弁論報告

大 阪

今回から本人尋問が始まった。厳密にいうとすでに2名が証拠保全のため尋問を終えているのだが、今回以降、13名が次々に尋問を受けることになっている。提訴から5年、未来永劫続くように思われたこの裁判も、ようやく本人尋問にたどり着いた。ここまで来ればあと一歩と安心する一方、ここからが肝心と各原告も自然と身が引き締まる。

前回、3月13日に開催された第23回弁論において、5月22日は午前中に金城武次さん、午後から伊良皆正吉さんの尋問が行われることが決まった。3月の期日に出廷していた金城さんはそれほど動揺していなかったが、こここのところ体調不良で裁判所に来ることもままならなかった伊良皆さん

はどうだろうか。3月の期日直後、伊良皆さんに次回の尋問について伝えると、「よし、わかった。早いところやってしまってくれ」と覚悟を決めてくれた。これであとは当日を無事迎えるばかりとなった。

金城さんへの尋問

金城さんへの主尋問は東弁護士によって行われた。東弁護士は保護具について詳細に尋ねる。用いたマスクの種類や手入れの方法、購入場所、購入に至った理由まで余さずに尋ねた。難聴を抱える金城さんにも分かり易く、ゆっくり大きな声で質問をしてくれたおかげでスムーズに尋問が進められた。

反対尋問は村本建設からのみ行われた。たいていは「はい」「いいえ」で答え

られる内容の質問であり、金城さんにとってもそれほど負担にはならなかっただろう。ただ、気になるのは金城さんに質問が届いているかどうかである。先にも述べたように、金城さんは難聴である。そもそもはつり工は長年の作業中の騒音が影響してたいていの方が難聴を抱えている。原告も多くが補聴器をつけて出廷しているが、それでも大法廷では声が反響して聞き取りにくい。

金城さんは特に耳が悪いため、「聞きとれなかったときは、もう一度質問してほしいとはっきり言うこと」と開廷前に念を押していた。金城さんには、聞き取れないときには「うん、うん」とうなずいて聞こえているふりをする癖がある。何度も同じことを言わせないように気を遣ったことだが、反対尋問中に2回ほどこの動作をしてしまう。被告代理人から「うなずいていらっしゃいますが、間違いはないですか？」と尋ねられるので慌てて、「いや、もう一回質問してください」と答えて事なき

を得たが、いくら気を付けてもつい出てしまうのが癖である。

伊良皆さんへの尋問

伊良皆さんは体調不良を抱えているが、被告は大成建設 1 社に限られるため、昨年尋問を行った知念さん同様、なんとか乗り越えられるだろう。

定岡弁護士からの主尋問は時間通り終わり、続く反対尋問は安西法律事務所に所属する岡村弁護士と岩本弁護士によって行われた。岡村弁護士はまだ若く、自分でも何を聞いているのかよく知りません、という感じで質問リストを順番に読み上げていく。傍聴席だけではなく法廷内の弁護士ですら居眠りを始めるくらいのもんぶりとした雰囲気になった。

これなら伊良皆さんもそれほど緊張しないだろう、と思っていたが、打って変わって岩本弁護士は、腕を組み、体を斜めに傾けながら威嚇するように質問をしてくる。ごつい体でこれを見ると遠目でもちょっと怖い。「生意気やなあ、腕

を組みながら質問して…」

と傍聴席からも反発の聲が洩れる。

しかし現場に関する質問になると結構いい加減なもので、特に印象に残った質問は、水漏れが発生するような現場であれば、カビが生えないよう早く乾燥させるために送風機を使っていたはずだ、というものだった。送風機を使うのは発注者に引き渡す際にカビが生えていないようにするためであり、作業者の粉じんばく露予防ではない、ということをややこしく述べているのである。

無礼な質問や誤導もあったが、金城さんも伊良皆さんも釣られることなく予定よりも短い時間で済ませることができた。それでも緊張のため、尋問終了後はふたりともすっかりくたびれていた。

他の原告はこの日のふたりと比べて尋問予定時間が長い。加えて被告も彼らを混乱させるような質問を次々としてくるかもしれない。各原告とも覚悟は決めているものの、落ち着いて尋問に臨んでもらいたい。

次回の予定

7月31日（木）10：15－16：30

大阪地裁 大法廷（202号法廷）

本人尋問

徳田輝顕さん（10：15－12：00）

福本隆一さん（13：15－16：30）

* 傍聴席は多めにとってありますので、この「前線から」を読んだ方は必ず傍聴に来ていただきますようお願いいたします。終日拘束するつもりはありません、お時間のある時間帯に少し顔を出していただければ結構です。

インドネシア人通勤災害 「研修」偽装、実は工場労働

岡山

インドネシア出身のダウドさんは本当についていない。日本に本社を置く企業のインドネシア工場で採用された彼は、研修の名目で3ヶ月の出張を命じられ来日した。順調に研修期間を過ごし帰国を2日後に控えた朝、自転車で出勤していたところを自動車に跳ねられた。この事故で胸椎骨折のため約4ヶ月の入院治療を要する大怪我を負い、帰国どころではなくなってしまった。

事故についてダウドさんには過失がなかったため、医療費は自動車を運転していた相手方の自賠責保険や任意保険で支払われてた。ところが休業補償については保険会社から支払いを拒否されてしまう。日本国内で入院しているものの、本来であればとうにインドネシアに帰国しているはずだから、休業補償を支払う必

要はないというのがその理由らしい。加えてダウドさんが自身の平均賃金を約18万円と算定して請求を行ったために「インドネシアでそんなに高い賃金なんて聞いたことはありませんよ」と保険会社は余計に納得しないのである。いくら経済成長が著しい国であるからと言っても、最低賃金が月額1万5千円程度の国で、入社1ヶ月の工員の賃金が18万円というのは疑われても仕方がない。しかし彼の賃金は、インドネシア工場から毎月日本の本社に送られてくる請求書に従って支払われていた。その額は、2013年8月分が22日間174,540円、9月分が22日間189,580円となっており、18万円というのも根拠のない話ではないように思われた。

ずいぶん高待遇だと感心したが、8月と9月で金額

が異なるのはなぜだろうか。座学研修で来日しているわけだから、月額研修手当として固定額を支払う方が合理的ではないだろうか。この疑問に対しダウドさんは、日本の本社が発行した、日当、残業代、夜勤手当、休日出勤手当と詳細が記載された明細を出してくれた。9月分の明細を見ると、残業時間が62時間にも及び、夜勤にも15日就いている。夜間行われる座学研修など聞いたことがないし、60時間超の残業も同じく不自然である。

実は、インドネシア工場からの請求書は会社外部への偽装で、実際には工員として現場で作業をしていたのであった。来日までの背景を聞いてみると、ついこの間まで技能実習制度を通じてこの会社で働いていたという。一度はインドネシアに帰国したものの、帰国直後に現地工場で採用され、その一ヵ月後には再来日をして同じ現場で働くに至ったのである。しかし、今回は観光旅行で渡航する人などに対して発行される査証で来日しているため、

本来は現場で作業をしてはならない。

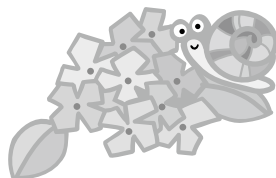
このような事情があれば労災保険で対応できるのではないかと所轄の労働基準監督署に相談をし、休業給付の請求をすることになった。現場で働かせていた事実を隠したい会社は金銭で解決したいと打診してきたが、ダウドさんには障害が残るおそれもある。自賠責保険で対応してもらえないのであれば、これも労災保険で処理せざるをえない。

わが国は外国人が一般作業に従事することは原則認

めておらず、多くの産業で一般的に利用されている外国人技能実習生制度を通じて働く際には、来日する外国人だけではなく受け入れ企業も厳しい審査を経る。働かせてはいけない外国人を働かせていたこの会社の場合、今後の技能実習生の受け入れに影響があるかもしれない。労働力確保のためだけに安易に外国人を働

かせると、このような不測の事態が発生したときに何も知らない外国人労働者が放置されてしまうことになる。

海外への投資が促進されることにより、中小企業も積極的に進出するようになっていくが、これに伴い現地の工員を日本に連れてきて働かせようとする事業主も増えていくだろう。



忍び寄る震災アスベスト

著者：中部 剛（神戸新聞記者）／ 加藤正文（神戸新聞記者）



『死の棘』が牙を剥き始めた これは「復興災害」だ！
阪神・淡路大震災から19年、アスベストによる肺がん・中皮腫患者が相次いでいる。復興災害を東日本で繰り返させてはならない。！
神戸、石巻、ニューヨーク... 渾身のルポルタージュ。

出版：2014年1月 かもがわ出版
(<http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/sa/0683.html>)
定価：1600円＋税 A6版 160頁

2014年夏期カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、様々な活動にご活躍のことと存じます。

常日頃、私ども関西労働者安全センターに対しまして絶大なるご支援・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

校正印刷会社 SANYO - CYP 社における胆管がん多発事件は同社被害者 17 名が全員労災認定され、被害は全国各地にも広がり、SANYO - CYP 社以外で 15 名が労災認定されています。今後、認定者はさらに増えると予想されます。「SANYO - CYP 胆管がん被害者の会」もつくられ、会社との交渉を進めており、当センターは会の事務局を担当しています。胆管がん事件と同様な事件の再発防止策を政府・厚労省に求めていきながら、被害者への補償が十全に行われるように努力を続けてまいります。

ゼネコンを相手取ったハツリじん肺集団訴訟は、提訴から 5 年目にしてようやく原告らの証人尋問に漕ぎつけました。5 月 22 日に 2 名の証人尋問が開かれたのを皮切りに、毎回証人尋問が続きます。原告、弁護団共に力を合わせて臨んでおりますので、みなさまには万障お繰り合わせの上、ぜひとも傍聴支援をお願いいたします。

いじめ、パワハラに苦しめられる方々からの相談も後を絶ちません。地域労組に持ち込まれる相談も多く、労働組合、全国の地域センター、いじめ・メンタルヘルス労働者支援センターと協力して問題に取り組んでおり、昨年は特に精神障害労災認定率の低い大阪労働局などへの申し入れを行い、今後も行政への監視を強め被災者救済へつなげてまいります。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会と協力しながら、様々な被害相談に対処しています。大阪市西成区における石綿公害の他、堺市の麻袋再生業での被害などの掘り起こし、また公務上認定が困難な教師の石綿被害について、大阪と北海道で認定を勝ち取ることができました。ニチアスを相手取った全造船・ニチアス関連企業退職者分会による岐阜、奈良地裁での損賠訴訟、日本通運・ニチアスを相手取った中皮腫吉崎訴訟などに取り組んでいます。

そのほか、頸肩腕障害、指曲がり症、じん肺患者における ANCA 関連血管炎、超硬合金肺をはじめ様々な課題に、医師、専門家、関係労組との連携のもとに一層の前進を図りたいと考えています。

しかし、たいへん申し訳ないことに、未だに皆様にカンパのお願いをしなければなりません。活動のさらなる前進のため、今次、年末カンパへの格別のご協力を切にお願い申し上げる次第です。

2014年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

5月の新聞記事から

5/1 福島県警捜査2課の男性警視と男性警部の幹部2人が相次ぎ自殺。2人は上司と部下で警部は同28日に県警施設内で死亡しているのが発見され、警視は30日に山形県内で乗用車内から遺体で見つかった。警部は多忙な勤務などで疲労していたといい、警視は警部の自殺に責任を感じていた趣旨の遺書を残していた。

5/2 生徒から暴力を振るわれ、顔面骨折などの重傷を負った最上地方の公立高校の男性教諭2人が労災と認定された。山形県教委によると2人は2012年7月、生徒の仲裁に入り生徒から殴られるなどして顔面骨折や打撲のけがをした。県内での教職員の労災申請は年間100件でけががほとんど。生徒の暴力による労災申請は過去5年間で今回のみだという。

5/3 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は「アスベスト被害ホットライン・相談会」を17日に長野市の生涯学習センターで、18日に甲府市の総合市民会館で実施する。専門のスタッフらが助言や労災補償などについての説明をおこなう。同会が県庁で記者会見し発表した。

5/6 韓国珍島沖の旅客船セウォル号沈没事故で、船内の捜索中の民間企業所属、50代の潜水士が海中で意識を失い、搬送先の病院で死亡した。潮流の速い厳しい条件下で長期間の捜索作業を続ける潜水士の安全があらためて懸念されている。

5/7 東京電力福島第1原発事故直後の復旧作業中に汚染された水たまりで多量の被ばくをしたとして、作業員だった男性が東電と関電工などに1100万円の損害賠償を求める訴訟を福島地裁いわき支部に起こした。同原発の復旧作業で被ばくした作業員の提訴は初めて。男性は関電工の2次下請け会社で働いていた2011年3月24日、3号機タービン建屋の地下で電源ケーブルの設置作業に従事。その際3人が水たまりに入り、うち2人が緊急搬送された。男性もそれまでの年間被ばく量をはるかに上回る約20mSvを浴びた。

5/8 福島第一原発構内の休憩所「企業センター厚生棟」で意識を失いかけていた男性作業員を発見し、構内の救急医療室に運ばれた後、救急車で双葉町の郡山海岸のヘリポートに運ばれ、病院へ搬送された。

5/12 建設現場で10年以上働き、2008年3月に肺がん で死亡した男性の妻が労災不認定の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、神戸地裁は労災と認め処分を取り消した。男性は肺に残った石綿小体の数が国の基準に以下だったが、裁判長は「国の基準に合理性は認められない」と指摘した。男性は1967-03年、型枠大工として建設現場で働き、石綿小体は918だった。

5/13 北海道苫小牧市の元小学校教諭で、2005年に68歳で中皮腫で死亡した男性について、地方公務員災害補償基金北海道支部の審査会が、校舎の増築工事のアスベストを吸い込んだことにより発症したとして、公務災害に認定した。元教師の男性は02年に中皮腫と診断され、3年後に68歳で死亡。遺族は地方公務員災害補償基金に労災を申請したが、認められず、不服を申し立てていた。

トルコ西部ソマの炭鉱で爆発事故が起き、18日まで救出活動が行われたが、犠牲者は301人に上った。事故当時、坑内にいた作業員は787人

で485人が脱出、救助された。トルコの炭鉱事故では過去最悪の惨事。事故の原因は電気系統の不具合とみられている。

昨年9月17日、福島県葛尾村の住宅で除染作業中に男性作業員が、はしごから約5M下に転落し骨盤や左肋骨を折る重傷を負ったのに労災をの届け出なかったとして、富岡労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、建設会社「クレーアーレ」と同社福島支店長ら3人を書類送検。

5/15 建設現場でアスベストにより肺がんや中皮腫に罹患した首都圏の元建設作業員160人（うち68人が死亡）について、本人とその遺族167人が、国と建材メーカー43社に総額約60億円の賠償を求める訴訟を東京、横浜両地裁に起こした。首都圏の建設現場での石綿被害で第2陣の集団提訴。元作業員らは東京、神奈川、埼玉、千葉各都県の大工や左官ら。

福島第1原発の放射性汚染水対策で、ゼネコン「安藤ハザマ」の下請け企業が作業員に、労働基準法に違反して1日10時間を超える作業をさせていたとして、富岡労働基準監督署から4月に是正勧告を受けていたことが分かった。安藤ハザマも適正に管理するよう指導を受けた。

5/16 福島第一原子力発電所の作業員に対する被ばくの影響を本格的に調べるための方法などについて検討を進めてきた厚生労働省の専門家会議は、緊急時に作業したおよそ2万人の作業員を生涯にわたって追跡調査すべきだとする報告書の案をまとめた。調査は作業員のうち政府が冷温停止状態を宣言した平成23年12月までの緊急時に作業したおよそ1万9000人を対象とする。

5/17 上司からパワハラや差別発言を受けた上、不当な配置転換をされたとして、視覚障害のある男性教員(60)が、勤務先の学校法人須磨学園と理事長、学園長を相手取り550万円の損害賠償や教壇復帰を求め神戸地裁に提訴していた。提訴は15日付。男性は先天性弱視で身体障害5級、昭和54年から須磨学園高校で日本史を教えていたが、生徒の成績不振を理由に「教師不適格」とされ、教科担当を外され図書室の書架整理を命じられた。傷発言や退職も強要された。

5/26 兵庫県養父市の公立八鹿病院の男性医師の自殺について、鳥取地裁米子支部は当時の上司による長時間労働とパワハラが原因だったとして、病院と元上司個人の賠償責任を認め、計約8000万円の損害賠償を言い渡した。男性は八鹿病院に派遣されて2カ月で自殺。夜間緊急時の呼び出しや宿直勤務で長時間労働に陥り、直属の医長は回診中に看護師や入院患者の前で説教し頭をたたいた。上役に当たる部長は医長の言動を黙認。手術中に叱責した。

5/27 過労死や過労自殺の防止対策を国の責務で実施する「過労死等防止対策推進法案」が、衆院本会議で可決された。法案は今国会中に成立する見込み。

5/30 2013年度に労働局の「個別労働紛争解決制度」に寄せられた相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」が前年度比14.6%増の約5万9000件となり、前年度から2年続いて最多だったことが厚生労働省の集計で分かった。全体の相談数は前年度比3.5%減の約24万6000件。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	－
Super Relief	兼 用	Super Relief	グレー・ブル ー（ツートン）	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	－
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	－

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259